

亀山市後援名義使用承認事務取扱要綱

令和7年3月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う後援名義の使用の承認について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、公共性を有し、市の施策の推進及び市民の福祉の増進に寄与すると認められる事業に対し、市がその趣旨に賛同し、奨励の意を表することをいう。

(承認の要件)

第3条 市が後援名義の使用を承認する団体等（以下「団体等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 報道機関
- (4) 規約、会則等の定めがあり、その存在が明確な団体
- (5) その他市長が適当と認めるもの

2 市が後援名義の使用を承認する事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の施策の推進及び市民の福祉の増進に寄与すると認められるものであること。
- (2) 公共性があるものであること。
- (3) 広く一般に開放されるものであること。
- (4) 営利を目的としないものであること。
- (5) 政治若しくは宗教活動に利用しないもの又は利用するおそれのないものであること。
- (6) 代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員等が亀山市暴力団排除条例（平成23年亀山市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者又はこれらの者が直接的若しくは間接的に関与しているものでないこと。
- (7) 入場料、参加料、出品料、出店料等（以下「入場料等」という。）を徴収しないものであること。ただし、当該事業の運営に要する経費として実費相当額を徴収するときは、この限りでない。

(8) 行事にあつては、公衆衛生、事故防止等のために必要な措置が講じられているものであること。

(9) 市内又は近隣自治体の区域内で実施されるものであること。ただし、国、県等の後援を受けているとき、又は市長が特に認めたときは、この限りでない。

(申請)

第4条 後援名義の使用の承認を受けようとするものは、後援を受けようとする日の30日前までに後援名義使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 開催要領、企画書その他の事業の目的及び内容を明らかにする書類

(2) 収支予算書(入場料等を徴収する場合に限る。)

(3) 規約、会則その他の団体等の概要を明らかにする書類(前条第1項第4号及び第5号に掲げるものに限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、後援名義の使用の可否を決定し、後援名義使用承認通知書(様式第2号)又は後援名義使用不承認通知書(様式第3号)により当該申請をしたものに通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による承認に条件を付することができる。

(事業の変更等の届出)

第6条 後援名義の使用の承認を受けたもの(以下「認定者」という。)は、事業の内容を変更し、又は事業を中止したときは、速やかに後援名義使用事業変更(中止)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第7条 市長は、後援名義の使用の変更又は中止を承認したときは、認定者に対し後援名義使用事業変更(中止)承認通知書(様式第5号)により通知する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、認定者が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) 第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

(3) 第5条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援名義使用承認取消通知書（様式第6号）により認定者に通知するものとする。

（事業報告）

第9条 認定者は、当該承認に係る事業を終了したときは、速やかに後援名義使用事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) チラシ、当日プログラムその他の事業の内容が分かる書類

(2) 収支決算書（入場料等を徴収する場合に限る。）

（市の免責）

第10条 市が後援名義の使用を承認した事業において生じた損害及び第8条第1項の規定による承認の取消しにより生じた損害については、団体等において解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

後援名義使用承認申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所（所在地）

団体等名

代表者氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

下記の事業を実施するに当たり、亀山市の後援名義の使用の承認を受けたいので申請します。

記

事業の名称	
事業の目的	
事業の内容	
実施日又は期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
参加予定人数 (対象者数)	人
入場料等の 徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無

(添付書類)

- (1) 開催要領、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (2) 収支予算書（入場料等を徴収する場合に限る。）
- (3) 団体等の規約、会則その他団体等の概要を明らかにする書類（亀山市後援名義使用承認事務取扱要綱第3条第1項第4号及び第5号に掲げるものに限る。）

様式第2号（第5条関係）

後援名義使用承認通知書

年 月 日

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認名義	亀山市
事業の名称	
実施日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	

備考 市が後援を行った事業において生じた損害及び第8条第1項の規定による承認の取消しにより生じた損害については、団体等において解決するものとし、市は一切の責任を負いません。

様式第3号（第5条関係）

後援名義使用不承認通知書

年 月 日

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について審査した結果、下記のとおり不承認としたので通知します。

記

事業の名称	
実施日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	
不承認の理由	

様式第4号（第6条関係）

後援名義使用事業変更（中止）申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所（所在地）

団体等名

代表者氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

年 月 日付け 第 号で後援名義の使用承認のあった下記の事業について、変更（中止）をしたいので申請します。

記

1 事業の名称

2 変更内容・理由（中止理由）

様式第5号（第7条関係）

後援名義使用事業変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった後援名義使用事業変更（中止）について、下記のとおり承認したので通知します。

記

承認名義	亀山市
事業の名称	
実施日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実施場所	

備考 市が後援を行った事業において生じた損害及び第8条第1項の規定による承認の取消しにより生じた損害については、団体等において解決するものとし、市は一切の責任を負いません。

様式第6号（第8条関係）

後援名義使用承認取消通知書

年 月 日

様

亀山市長

年 月 日付け 第 号で後援名義の使用を承認しましたが、下記の理由により承認を取り消します。

記

理由

様式第7号（第9条関係）

後援名義使用事業実績報告書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所（所在地）

団体等名

代表者氏名

※本人が署名しない場合は、記名押印してください。

電話番号

年 月 日付けで後援名義使用について承認を受けました事業が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
実施日又は期間	年 月 日 ～ 年 月 日
実施場所	
参加人数	人
入場料等	<input type="checkbox"/> 有料（ 円） <input type="checkbox"/> 入場料 <input type="checkbox"/> 参加料 <input type="checkbox"/> 出品料 <input type="checkbox"/> 出店料 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 無料
他の後援団体	
実施内容	
成果・効果	

（添付書類）

- 1 チラシ、当日プログラム等事業の内容が分かる書類
- 2 収支決算書（入場料等を徴収する場合に限る。）